

第12 景観・まちづくり

景観づくり

良好な景観は、地域の財産であり、住む人に快適さや潤い、安らぎをもたらすとともに訪れる人にとっても魅力的なものです。

本県には、美しい海岸線や緑豊かな房総丘陵などの自然景観、地域の営みにより形成されてきた農山漁村景観、歴史的な町並み景観、計画的に整備された市街地景観など、多様な景観があります。

これらの良好な景観を保全・創出する取組みを行うことによって、『住みよいまち』『住み続けたいまち』が実現されるほか、地域への誇りや愛着も生まれ、地域コミュニティの形成、地域の活性化や観光振興への寄与も期待できます。

県では、平成5年に「千葉県景観形成指針」を策定するなど、独自の取組みを行ってまいりましたが、平成16年6月に制定された「景観法」を踏まえ、平成20年3月に「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」を制定し、良好な景観の形成に関する施策を総合的に進めているところです。

(1) 景観づくりの取組み

平成16年6月、景観そのものの整備・保全を目的とする我が国で初めての総合的な法律である「景観法」が制定され、「景観行政団体」が「景観計画」を定め建築物・工作物等に対する届出・勧告を基本とした緩やかな規制誘導を行う仕組みや、市町村の都市計画の一つとして、より積極的に景観形成を誘導する「景観地区」の制度などが設けられました。

県では、市町村が「景観行政団体」となって地域住民と協働で良好な景観の形成を推進していくよう、必要な支援・連携に努めています。

〈景観行政団体〉

景観行政を担う主体として法に定められた新しい概念であり、都道府県、政令市、中核市は自動的に、その他の市町村は県との協議により景観行政団体になることができます。

なお、景観についての二重行政を避けるため、一つの行政区域では、都道府県か市町村のどちらか一方が景観行政団体となります。

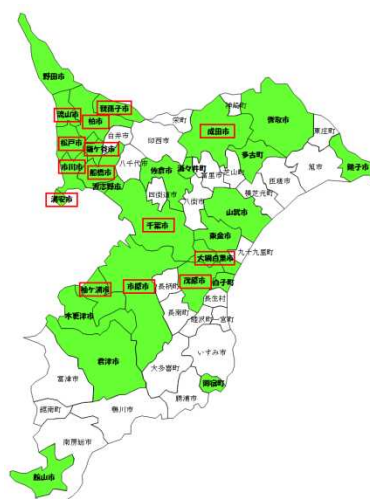
○平成26年6月1日現在の景観行政団体(28市町)

千葉市、船橋市、市川市、市原市、我孫子市、柏市、佐倉市、流山市、浦安市、館山市、松戸市、茂原市、香取市、御宿町、袖ヶ浦市、山武市、大網白里町、成田市、野田市、鎌ヶ谷市、木更津市、銚子市、習志野市、東金市、多古町、白子町、酒々井町、君津市
その他の地域は千葉県

〈景観計画策定状況〉

市川市 (平成18年4月6日告示)
我孫子市 (平成18年10月23日告示)
柏市 (平成19年11月30日告示)
流山市 (平成19年12月21日告示)
市原市 (平成20年12月24日告示)
浦安市 (平成21年6月1日告示)
船橋市 (平成22年3月31日告示)
千葉市 (平成22年12月21日告示)
松戸市 (平成23年3月30日告示)
茂原市 (平成24年10月1日告示)
成田市 (平成25年12月3日告示)
袖ヶ浦市 (平成25年12月20日告示)

景観行政団体市町村
(平成26年6月1日現在)



(2)千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例

県の景観に取り組む姿勢を明確にして、景観施策を総合的に推進するため、平成20年4月に「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」を施行しました。

この条例では、景観づくりの担い手を育て、地域の財産である景観を次世代に引き継いでいくという「育成」の理念をコンセプトとして、良好な景観の形成についての基本理念を定め、各主体の役割を明確にしている他、3つの認定制度と1つの協定制度や、基本方針の策定など施策の枠組みを位置づけています。

○3つの認定制度と1つの協定制度

県民や事業者の取組みを支援するため、良好な景観づくりを行う3つの認定制度（景観づくり地域協定の認定、景観づくり地域活動団体の認定、景観づくり社会貢献事業者の認定）と事業者と県が良好な景観づくりに関する協定を結ぶ制度（景観づくり事業者協定）を設けました。

現在、「景観づくり地域活動団体」として、11団体を認定しています。

〈景観づくり地域活動団体〉平成26年7月1日現在

NPO法人 久留里フィールドミュージアム（君津市）
柏の葉アーバンデザインセンター（柏市）
幕張新都心まちづくり協議会（千葉市）
仲町街づくり協議会（成田市）
上町街づくり協議会（成田市）
花一参道街づくり協議会（成田市）
花崎町街づくり研究会（成田市）
NPO法人 KAO(カオ)の会（鎌ヶ谷市）
我孫子の景観を育てる会（我孫子市）
海・まち・デザイン（浦安市）
行徳グリーン・クリンの会（市川市）



門前町の町並み（成田市）

○「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」及び「千葉県公共事業景観形成指針」

条例に基づき、景観形成の基本的方向や景観施策を推進するための基本的事項に係る「基本方針」及び県が公共事業を実施するにあたって、景観に配慮すべき事項に係る「指針」を平成21年3月に策定しました。

屋外広告物の規制

屋外広告物については、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物法、千葉県屋外広告物条例及び同施行規則に基づき、表示の場所、方法などについての規制を行っています。

平成17年度に条例を改正して、屋外広告業を今までの届出制から登録制とし、業務主任者の設置を義務付けるなど、屋外広告業者の指導監督の強化にも取り組んでいます。

なお、屋外広告物の許可事務や、はり紙、はり札などの違反広告物の除却事務等については、市町村（一部の地域は県土木事務所）が行っています。

また、成田市内の空港アクセス道路周辺の「国道295号」、我孫子市内の手賀沼の北側の都市計画道路根戸新田布佐下線周辺の「手賀沼ふれあいライン」及び、平成22年7月に開業した成田市と印西市にまたがる「成田新高速鉄道」の3地区については、条例に基づき、景観保全型広告整備地区に指定し、通常の設置基準に加えて、自然景観との調和等、広告物等の表示及び設置に関する基本方針を定め、より景観に配慮したデザインの広告物を設置するよう誘導しているところです。

都市再生整備計画事業（従来のまちづくり交付金事業）

「都市再生整備計画事業（従来のまちづくり交付金事業）」は、人々が生活の豊かさを実感でき、地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実現するため、国が平成16年度に市町村への交付金事業として新たに創設しました。

平成22年度より、従来のまちづくり交付金事業は、都市再生整備計画事業として社会資本整備総合交付金に統合され、社会資本整備総合計画の基幹事業として位置付けられています。

市町村は、まちづくりの目標・指標と、それを実現するために実施する各種事業等を記載した「都市再生整備計画」を作成し、概ね3～5年間で事業を実施します。

県は、都市再生整備計画事業の促進を図るため、必要な助言等を行っています。

事業実施地区

平成26年4月1日現在

事業主体	地区名	計画期間		整備内容	事業主体	地区名	計画期間		整備内容
		開始	終了				開始	終了	
船橋市	JR船橋駅周辺	H24	H28	道路、自転車等駐車場等	富津市	庁舎及び大貫駅周辺	H24	H28	道路、駐輪場等
	北習志野駅周辺	H24	H28	道路		袖ヶ浦市	長浦	H22	H26
木更津市	金田地区	H24	H28	高速バスターミナル、地域交流センター等	袖ヶ浦市	袖ヶ浦駅周辺	H23	H27	区画整理、自由通路等
成田市	成田ニュータウン	H25	H29	道路、公園等	八街市	榎戸駅周辺	H26	H30	道路、自由通路等
	成田駅周辺	H26	H30	道路、人工地盤等	印西市	小林・牧の原	H22	H26	道路、公園、自由通路等
佐倉市	志津駅周辺地区	H25	H28	道路、公園、志津公民館等	印西市	木下駅周辺	H23	H27	道路、下水道等
習志野市	JR津田沼駅周辺	H24	H27	道路、区画整理等	白井市	白井北部	H22	H26	道路、地域交流センター等
柏市	柏北部	H26	H30	道路、公園、区画整理等	香取市	佐原市街地	H24	H28	駅前広場、観光交流センター等
勝浦市	勝浦	H22	H26	道路、(仮称)市民文化会館等		小見川駅周辺	H24	H28	駅前広場、自転車駐車場等
市原市	上総牛久駅周辺	H23	H26	道路、(仮称)南部保健福祉センター等	山武市	成東駅南側周辺	H24	H28	道路、駅前広場等
流山市	つくばエクスプレス沿線	H24	H28	小中学校併設校等	大網白里市	大網駅東	H24	H28	道路、公園等
八千代市	新川周辺	H22	H26	道路、公園、観光交流センター等	栄町	栄町安食	H25	H29	道路、自由通路エレベーター等
我孫子市	布佐駅南側	H24	H28	道路、公園、下水道等	横芝光町	横芝駅南口周辺	H22	H26	駅前広場、防犯灯等
君津市	君津駅北口	H24	H28	駅前広場、コミュニティバス運行等					
	久留里	H25	H29	東西連絡通路、商店街活性化事業等					

※ 千葉市を除く

